【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）
		②	上記以外の税目	所得税：外
3	内容			《制度の概要》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者（採掘権者等）が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。
				《関係条項》 租税特別措置法第 28 条第１項第４号、第 66 条の 11 第１項第５号
4	担当部局			経済産業省産業保安・安全グループ　鉱山・火薬類監理官付
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和３年度～令和７年度
6	創設年度及び改正経緯			平成４年度に制度創設
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。
				《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１条
		②	政策体系における政策目的の位置付け	５．産業保安・安全の確保
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	産業活動（採掘等）終了後における永続的な災害発生等の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業（排水（坑廃水）処理事業）について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。具体的には、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条第２項に基づき、産業保安監督部長が算定して採掘権者等に通知した額に対して100%の拠出を目標とする。
		④	政策目的に	法による規制（金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条）と本制度に

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>よる支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後の鉱害防止事業（坑廃水処理事業）が確実に実施される</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>各年度の拠出社数、拠出額及び基金残高は以下のとおり。
（単位：百万円）
<table><tr><td></td><td>拠出社数</td><td>拠出額</td><td>運用益</td><td>使用額</td><td>基金残高</td></tr><tr><td>令和3</td><td>0</td><td>0</td><td>31</td><td>27</td><td>5,117</td></tr><tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>30</td><td>26</td><td>5,117</td></tr><tr><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>29</td><td>25</td><td>5,117</td></tr><tr><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>32</td><td>27</td><td>5,117</td></tr><tr><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>40</td><td>52</td><td>5,117</td></tr></table>
【算定根拠】
経済産業省調べ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>（単位：百万円）
<table><tr><td></td><td>令和
3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>拠出額</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>
【算定根拠】
経済産業省調べ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>（単位：百万円）
<table><tr><td></td><td>令和
3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>
【算定根拠】
経済産業省調べ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>効果</td><td>《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》
閉山後の鉱害防止事業に要する費用として金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条第2項に基づく産業保安監督部長が算定して通知した額に対して、これまで 100%採掘権者等が拠出を行っている。
直近では拠出実績がないものの、基金からの運用益を鉱害防止事業者に支払うことで、閉山後の鉱害防止事業（坑廃水処理事業）が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られている。</td></tr>
</table>

				【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 経済産業省調べ
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条第2項に基づく産業保安監督部長が算定して通知した額に対してこれまで 100%採掘権者等が拠出を行っており、直近では拠出実績がないが、当該基金からの運用益を鉱害防止義務者に支払うことにより必要な鉱害防止対策が確実に実施されている。今後も基金を拠出する条件を満たす鉱山への制度として、十分機能を果たすものと判断される。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 経済産業省調べ
				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 近年、制度の利用企業が少ないのは、基金を拠出する条件（坑廃水の水質・水量の安定）を満たす鉱山が少ないためである。 閉山後の鉱害防止事業に要する費用として金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条第2項に基づく産業保安監督部長が算定して通知した額に対して、これまで 100%の採掘権者等が拠出を行っているとおり本措置は有効である。
		⑤	税収減を是認する理由等	閉山後の鉱害防止事業（坑廃水処理事業）が基金創設によって、基金からの運用益を鉱害防止事業者に支払うことで鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られた。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	金属鉱業等の鉱山は、閉山後もカドミウム、砒素及び鉛など人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害な重金属を含む坑廃水を永続的に排出し、イタイイタイ病などの鉱害問題を引き起こすおそれがある。このため、鉱害を防止するために、企業等に対し、収益の発生しない閉山後も鉱害防止事業に必要な資金を確保させて、閉山後も永続的に坑廃水処理などの鉱害防止事業を実施させる必要がある。 本事業を確実に実施する資金を確保するためにも、税制面での負担軽減措置が必要である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金： 倒産等により事業者が存在しない休廃止鉱山の鉱害防止事業を地方自治体が実施する場合や、鉱山の開発前からの汚染（自然汚染）や事業者が自ら実施した事業に起因しない人為汚染等の坑廃水処理を実施する場合に、その費用の一部を補助する制度。 上記の措置は、採掘権者等が存在しない休廃止鉱山や開発前の汚染、及び事業者自らが実施した事業に起因しない汚染等に対する鉱害防止事業を対象としており、支援の対象となる範囲が異なっている。 ○金属鉱業等鉱害防止準備金【旧措 20 条、旧措 55 条の5、旧措 68 条の 44】

		鉱山施設（坑道及び集積場）の使用終了後の鉱害防止工事を確実に実施するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第７条第１項の規定に基づき、産業保安監督部長が JOGMEC の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額の 10%（令和８年時点）※相当額を損金算入することができる。 当該積立金により鉱山施設の鉱害防止工事を行った後にも、さらに坑廃水が出続ける場合があり、その処理費用を基金の運用益で賄うのが本制度である。 以上のように上記の２制度とは、支援対象の範囲が異なる。本制度は、本来坑廃水処理を行うべき義務者に坑廃水処理の継続を確実に実施させることが目的である。 ※金属鉱業等鉱害防止準備金は令和元年度で廃止。経過措置期間中、令和 2 年度から毎年 10%ずつ低減し、令和 8 年度末を持って経過措置終了。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	鉱害防止事業基金への拠出が行われず、鉱害防止義務を負う鉱山会社の倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、前述の休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金制度を利用しつつ地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、本支援措置により、休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金制度の利用を極力回避することが可能となる。
11	有識者の見解	（参考）金属鉱業等鉱害対策特別措置法第６条 国は、採掘権者又は租鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。
12	評価結果の反映の方向性	採掘終了後における永続的な鉱害防止事業（坑廃水処理事業）の確実な実施が図られる環境の整備を通じて、鉱害の発生が防止された。 近年、制度の利用企業数が少ないが、基金を拠出する条件を満たす鉱山が一時的に少ないためであり、今後、新たに基金を拠出する鉱山もあるため、引き続き当該支援措置を維持していくことが必要。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和３年８月